

別冊

# 足立区新型コロナウイルス感染症拡大防止ガイドライン

第20版

令和5年4月24日

足立区新型コロナウイルス対策本部

「足立区新型コロナウイルス感染症拡大防止ガイドライン」としているが、新型コロナウイルスに限らず、区の基本的な感染対策として本ガイドラインを活用していく。

厚生労働省の通知「新型コロナウイルス感染症の感染症法上の位置付け変更後の基本的な感染対策の考え方について（令和5年3月31日付）」等を参考に、令和5年5月8日（月）以降の区の方針は次のとおりとする。

なお、感染が急拡大している時期や、医療機関・高齢者施設など重症化リスクの高い方が多い場面では、必要に応じて感染対策を強化していく。

## 1 政府の方針等について（上記厚生労働省の通知から一部抜粋）

### （1）今後の方針

- ① 感染対策を一律に求めず、個人や事業者の判断に委ねることを基本とする。
- ② 個人や事業者の判断に資するような情報の提供を行う。

### （2）基本的な感染対策の考え方

基本的な感染対策	今後の考え方
マスクの着用	<u>個人の主体的な選択を尊重し、着用は個人の判断に委ねることを基本とする。</u> ただし、次の場合にはマスク着用を推奨する。 <ul style="list-style-type: none"><li>① 医療機関の受診時</li><li>② 高齢者等の重症化リスクの高い方が多く入院・生活する医療機関や高齢者施設等への訪問時</li><li>③ 感染流行期に重症化リスクの高い方が、人との距離が確保できない混雑した場所に行く時</li><li>④ 通勤ラッシュ等の混雑した電車やバスに乗車する時 (概ね全員の着席が可能な新幹線や貸切バス等を除く)</li><li>⑤ 施設の利用やイベント参加時に事業者からマスクの着用を呼びかけられた時</li></ul>
手洗い等の手指衛生	<u>基本的感染対策として、引き続き有効</u>
換気	
「三つの密」の回避	流行期において、高齢者等重症化リスクの高い方は、換気の悪い場所や、不特定多数の人がいるような混雑した場所、近接した会話を避けることが感染防止対策として有効
人と人との距離の確保	

### （3）その他感染対策の考え方

その他感染対策	対策の効果
入場時の検温	発熱者の把握や健康管理意識の向上に資する可能性あり
入口での消毒液の設置	手指の消毒・除菌に効果
アクリル板等の設置	飛沫を物理的に遮断するものとして有効

## 2 区の方針等について

### (1) 5月8日（月）以降も継続（一部変更含む）する主な感染対策

感染対策	5月7日（日）まで	5月8日（月）以降
手洗い等の手指衛生	消毒液を区施設入口に設置	
換気	① 機械換気による常時換気 ② 機械換気がない場合、窓開けによる換気 ③ 二酸化炭素濃度測定器や空気清浄機（HEPA フィルタ機能付）の併用	「手洗い等の手指衛生や換気は、基本的な感染対策として引き続き有効」との国や都の考え方を参考に、 <u>当面の間、継続する。</u>
屋内の区施設・イベント入場時の検温	① A I サーモグラフィの設置 ② 非接触式体温計による検温	「発熱者の把握や健康管理意識の向上に資する可能性あり」との国や都の考え方を参考に、 <u>当面の間、継続する。</u>
飛沫防止パネルの設置	窓口や相談室、職員デスク間等への設置	「飛沫を物理的に遮断するものとして有効」との国や都の考え方を参考に、 <u>9月30日（土）まで継続する。</u>
区職員のマスク	着用継続	【別紙1（4ページ）参照】

※ 区民や職員等の不安払拭のため、冷水機の利用については引き続き利用を中止する。

### (2) 5月7日（日）をもって終了する主な感染対策

- ア 施設使用終了時の机・椅子等の消毒
- イ トイレ設置のハンドドライヤーの利用中止
- ウ 区（主催・共催・後援）イベントへの酒類の提供及び持ち込み不可
- エ 区施設（住区センター等の屋内施設）への酒類の持ち込み不可
- オ エレベーター内の「人と人との距離の確保」のお願い

## 政府のマスク着用の考え方に基づく区の対応について

### 1 政府のマスク着用の考え方

マスクの着用は個人の主体的な判断を尊重する。

ただし、高齢者等の重症化リスクの高い方への感染を防ぐため、次の場面ではマスクの着用を推奨する。

- ① 医療機関の受診時
- ② 高齢者等の重症化リスクの高い方が多く入院・生活する医療機関や高齢者施設等への訪問時
- ③ 感染流行期に重症化リスクの高い方が、人との距離が確保できない混雑した場所に行く時
- ④ 通勤ラッシュ等の混雑した電車やバスに乗車する時（概ね全員の着席が可能な新幹線や貸切バス等を除く）
- ⑤ 施設の利用やイベント参加時に事業者からマスクの着用を呼びかけられた時

### 2 区職員等のマスク着用の考え方【5月8日（月）以降】

国や都の考え方と同様に、マスクの着用は個人の主体的な判断を尊重する。

ただし、高齢者等の重症化リスクの高い方への感染を防ぐとともに、区民や職員等の不安払拭のため、飛沫防止パネルが設置されていない場合には、6月30日（金）を目処に一部職員（下記参照）はマスクを着用する。

なお、6月30日（金）以降の取り扱いについては、区内の感染状況等を踏まえ、区の新型コロナウイルス対策本部で改めて決定する。

#### 【6月30日（金）を目処にマスクを着用する区職員】

- ① 窓口対応の職員
- ② 訪問・健診業務に従事する職員
- ③ イベント等に従事する職員

※ 屋外のイベント時において、熱中症リスクがある場合や三密の回避ができる場合は、個人の判断によりマスクを着用しないことも可

※ マスクを希望する職員には各所属からマスクを配付し、在庫が不足する場合は、危機管理部から各所属へ配付する